

現地農民団体のプレスリリース
2012年3月13日

連絡先：
ウィルフレッド・マルベラ
フィリピン農民運動（KMP）副事務局長
携帯：[+639-153667290](tel:+639-153667290)

ジョニー・ヤダオ
イサベラ州農民組織（DAGAMI）代表
携帯：[+639-494353758](tel:+639-494353758)

「イサベラ州バイオエタノール事業の中止を！」 伊藤忠商事マカティ事務所と GFII 社オルティガス事務所前で農民が抗議活動

フィリピン農民運動（KMP）とイサベラ州農民組織（DAGAMI）は今日、マカティ市にある伊藤忠商事（以下、伊藤忠）とオルティガスにある Green Future Innovations Inc.（以下、GFII 社）の前で、イサベラ州のバイオエタノール事業の中止を求めて、抗議活動を行ないました。

KMP 副事務局長ウィリー・マルベラは、「発電とエタノール製造に伴い、複数の国内法に違反しているにもかかわらず、サン・マリアノ町、ベニト・ソリベン町、イラガン町で、11,000 ヘクタールに及ぶサトウキビの単一栽培をこの政府が許可しているのは信じがたいことです。さらに、そのサトウキビ栽培地は、すでにイサベラ州の別の 10 町に拡大しています。」と述べました。同団体は、同バイオエタノール事業が違反している規定として、*共同行政命令（JAO）第 2008-1 号の環境遵守証明書（ECC）に関する第 2 項*を例に挙げています。

マルベラはまた、「サトウキビの単一栽培は集約的な水利用を必要とし、土壌の栄養分を急速に退化させ、また、大量の化学肥料を用いて栽培されます。そのような集約的作物が 11,000 ヘクタールで栽培されるわけですが、北部シエラ・マドレ自然公園や農林業保護地域に隣接して広がる周辺の生態系、また、すでに土砂崩れ・侵食に脆弱になっている地域への（広大な土地でのサトウキビ単一栽培の）影響は、製造工場にトラックで原材料を輸送するのと並び、甚大な環境被害をもたらすことが予測されます。」と述べています。

KMP はまた、「サン・マリアノ町の水田には灌漑が引かれているにもかかわらず、サトウキビ栽培地になっているところがあります。外国企業である伊藤忠は、*共同行政命令（JAO）第 2008-1 号に規定されている農業省（DA）の許認可取得のための基準である第 4.1 項*に違反しています。さらに、例えば、サン・マリアノ町において農業に適している土地の 3 分の 1 がサトウキビ栽培地の計画に入っていることを考えると、伝統的な米の品種の多様性を守り、有毒な殺虫剤によって地元の水源が汚染されるのを防ごうとしている私たちの努力も影響を受けます。」と述べました。

「ECOFUEL 社は、彼らが土地利用転換を行なっている土地は僻地か遊休地だと主張していました。しかし、そこは実際には数十年にわたり、農民が育み、食料を賄ってきた土地なのです。」サン・マリアノ町出身で、DAGAMI の代表を務めるジョニー・ヤダオはそう述べました。

「米とトウモロコシという主要産物の収穫について、イサベラ州が全国でもトップレベルにあることを示す政府の記録（2008年）に基づけば、（イサベラ州のある）カガヤン・バレー地方の米・トウモロコシ農家がフィリピン全土の食料安全保障に貢献しているのは、明白な事実です。したがって、（国内の食料消費のためにある）そのトウモロコシ畑や米作地を（外国資本産業であるバイオ燃料の消費のための）サトウキビ栽培地に転換することは、間違いなく、フィリピンにおけるこの2つの主要産物の生産レベルに悪影響をもたらします。」とマルベラは述べました。

「また、カガヤン・バレー地方の約150万人は、北部シエラ・マドレ自然公園が供給する水源に依存しています。しかし、バイオエタノール事業は、（サン・マリアノ）町全体の1日当たりの水消費量に相当する6,000立方メートルの水を毎日利用することになっています。それは、大統領宣言2146号（*Proclaiming Certain Areas and Types of Projects as Environmentally Critical Areas and within the Scope of the Environmental Impacts Statement System Established under Presidential Decree No. 1586, B. Environmentally Critical Areas*）に違反しています。」とヤダオは付け加えました。

「ECOFUEL社が（農地改革の手続きの一つである）自主的売却申請（VOS）された土地を好んで（契約して）いることは、（土地銀行からの）土地差し押さえに関する通知の発行や、13村の小農民が耕作してきた土地がVOSの下にあるという宣言を増やすでしょう。こうした体系だった土地収奪は、明らかに企業の土地利用のために道を切り開くもので、土地無し農民の状況を悪化させます。」とマルベラは断言しました。マルベラは、疎外化された農民が、結果的に、バイオエタノール事業で、正当な賃金や便益、雇用の保障もない不安定な土地無し農業労働者になり、経済的な被害を受けている状況が広範囲に及んでいることに言及しました。

「さらに、バイオエタノール事業は、詐欺的な土地取引を悪化させ、先住民族アエタの先祖代々の土地の権利や自治権、FPIC（自由意志に基づく、事前の、情報を十分に提供された上での合意）、食料自給の権利をも否定することにつながっています。谷間の半森林地域——そこで、先住民族が天然の食物や薬草の入手を依存している——をサトウキビ栽培地に転換することは、食料や健康に対する先住民族の権利をも、さらに侵害することになります。」とヤダオは述べました。

「イサベラ州のバイオエタノール事業はまだ商業運転を開始していないので、政府が同事業を再評価し、中止するのに遅すぎることはありません。また、イサベラ州の農村地域の開発の全体的な方向性を再評価するのも遅すぎることはありません。政府は、小農民、先住民族、農業労働者、そしてその他の農村におけるセクターを代表する組織との意味のある対話のプロセスに基づき、そうした判断をしていくべきです。そうすることで、食料、土地、重要な生計手段への彼らの権利を支援し、強化するプログラムを計画し、実施することができるのです。」とマルベラは最後に述べました。